

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成29年4月18日（平成29年（独情）諮問第21号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（独情）答申第11号）

事件名：特定の法人事業所における滞納社会保険料の督促・回収・納付計画書の提出等に関する特定期間の記録の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年金事務所・厚生年金徴収課における、特定法人の滞納社会保険料の督促・回収・納付計画書の提出等に関する特定期間の一切の記録」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月7日付け年機構発第8号により日本年金機構（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると次のとおりである（審査請求書及び意見書に添付されている資料は省略する。）。

（1）審査請求書

ア 審査請求人は、平成29年2月21日付け法人文書開示請求書において、本件対象文書の開示を請求した。

イ これに対し、処分庁は、平成29年3月7日付け法人文書不開示決定通知書において、本件対象文書の不開示を決定し、不開示の理由について、「本件の開示請求は、特定の法人に関する情報についてのものであり、かつ、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを回答するだけで、法5条2号イの当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を開示することになるため、法8条の規定に基づき、当該開示請求に係る法人文書の存在を明らかにせず不開示とする」と述べた。

要するに、特定法人の滞納社会保険料の督促・回収・納付計画書の

提出等に関する記録が存在しているか否かを回答するだけで、特定法人が社会保険料を滞納していて督促を受けている等の、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を審査請求人に開示することになる、という趣旨であると思料される。

ウ しかし、審査請求人が本件対象文書の開示を処分庁に求めたのは、法人文書開示請求書と同時に提出した文書に明記しているとおり、特定法人の代表取締役・特定個人Aが特定年月日aに自死するに至る経緯の中で、特定年金事務所・厚生年金徴収課の特定職員らが、特定個人Aに対し、特定法人の滞納社会保険料の納付に関して、必要かつ相当な範囲を超えた執拗な督促行為を行い、心理的圧迫を加え、特定個人Aを追い込んだ旨の情報があり（特定法人の顧問税理士からの情報）、この点について特定個人Aの遺族である特定個人Bらの代理人として調査するためである。

すなわち、審査請求人は、特定法人が社会保険料を滞納して督促を受けていることは先刻承知の上で、特定年金事務所職員の督促行為に違法な点があったのではないかを調査するために本件対象文書の開示を請求したものである。

エ 特定法人は、特定個人Aが唯一の取締役であった法人であり、株主も特定個人Aのみであって、特定個人Aが自宅を本店として一人で営業していた小規模な法人である。特定個人Aが特定年月日aに自死したことにより、特定法人の営業活動は廃止されており、代表者は不現在のままで、特定法人は、審査請求人の把握しているだけで特定金額1以上の負債を抱えて実質倒産状態である。

特定個人Aの自死後、遺族の特定個人B、特定個人C、特定個人Dは、審査請求人に委任して相続放棄の申述を行うことを検討しているが、特定年金事務所職員の違法な督促行為によって特定個人Aが自死に至ったことが判明した場合には、特定個人Aの相続人として国家賠償請求ができる可能性が出て来る。また、仮に相続放棄するとしても、遺族としての固有の慰謝料請求（民法711条）は可能である。

オ 特定年金事務所は、審査請求人が特定個人Aの遺族の代理人として、特定年月日c付け受任通知を送付し、特定個人Aの死亡の事実等を通知したところ、審査請求人に対し、特定法人に対する特定年月日b付け差押調書謄本を送付し、特定法人の社会保険料等の滞納額が総計特定金額2超にのぼることを既に開示している。

カ 以上のような経緯であるから、特定年金事務所は、既に、特定法人の滞納社会保険料の金額が具体的に明らかとなる資料も審査請求人に

開示しており、処分庁が本件対象文書を審査請求人に開示したところで、既に倒産状態にあり、代表者も不存在の状態である特定法人について、その権利、競争上の地位その他正当な利益が害されることには全くなならない。

キ 処分庁が前記の理由で本件対象文書を不開示としたことは、本件対象文書の開示請求に至った上記のような事情を一切考慮することなく、極めて形式的・表層的に判断したものであり、独立行政法人がその活動を国民に説明する責務を全うすべく、その保有する法人文書は原則として開示されるべきとされたこと（法5条柱書き）を忘れた、不当なものである。

ク よって、本件対象文書についての不開示決定の取消しを求める。

(2) 意見書

ア 法5条2号イに該当しないこと

(ア) 処分庁の見解

処分庁は、審査請求人が開示請求した、本件対象文書について、開示した場合、滞納社会保険料の事実があるという情報が公にされることとなり、当該法人が社会保険料を滞納していることが第三者に把握され、当該法人の信用及び地位、利益を不当に害するおそれがあると主張し、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」にあたる、との見解を主張する（理由説明書（下記第3））。

(イ) 法5条2号イ該当性の判断基準

a 法5条2号イ該当性の判断基準については、同様の法文である「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号。以下「情報公開法」という。）5条2号イ該当性の判断基準に関する裁判例の議論が同様に妥当するものと解される。

b 情報公開法5条2号イ該当性の判断基準について、裁判例は、行政文書に記載された情報が情報公開法5条2号イに該当するというためには、当該情報が「主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該事業者の権利や、公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であると解するのが相当であり、上記のおそれが存在するか否かの判断にあたっては、単なる抽象的、確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要であると解するのが相当である」と判示している（大阪地判平成17年3月17日）。

また、裁判例は、かかる蓋然性の判断に当たっては、当該法人や当該法人が属する業界の多種多様な種類、業態、性格、商圈その他の諸要素を勘案し、当該法人について問題となる利益の内容、性質をも考慮した上で、当該法人の権利の保護の必要性の内容・程度等の諸事情を検討して行う必要があると判示している（名古屋地判平成18年10月5日）。

すなわち、当該情報の開示が当該法人の権利や利益を害する客観的な蓋然性が存在するかどうかは、当該法人に係る個別具体的事情を十分に検討した上で判断する必要があるのである。

(ウ) 本件対象文書を開示することが、特定法人の権利・利益を害することにならないこと

a 以上を本件についてみるに、特定法人は、特定個人Aが唯一の取締役であった法人であり、株主も特定個人Aのみであって、特定個人Aが自宅を本店として一人で営業していた小規模な法人である。特定個人Aが特定年月日aに自死したことにより、特定法人の営業活動は廃止した。

b 特定個人Aの遺族である特定個人B、特定個人C、特定個人Dは、審査請求人に委任して特定家裁特定支部に相続放棄申述を行い、いずれも特定年月日eに相続放棄申述を受理されている。

特定法人は、多額の負債を抱えた状態で代表者の特定個人Aが自殺したため、倒産状態である。このことは、特定個人Aの死亡から4か月以上を経過した現時点でも特定法人の代表者が新たに選任されていないことから明らかである（営業活動を行うには代表者を新たに選任しなければならない）。

このように、特定法人は、代表者の自殺により、既に営業を廃止し、倒産状態にある法人であり、いまさら「滞納社会保険料がある」という情報が公にされたところで、法的保護に値する、経済的信用等に係る利益を害する客観的な蓋然性が存在するとは到底評価できない。

c さらに、特定年金事務所は、特定年月日cに審査請求人が特定個人Aの遺族である特定個人Bらの代理人として受任通知を送付したところ、特定年月日d到達の封書で、特定法人に係る、滞納社会保険料を徴収するために行った預金差押えに係る「差押調書謄本」と、同差押えが反対債権の存在により奏功しなかったため解除したことを示す「差押解除通知書謄本」を、審査請求人に対して開示した。「差押調書謄本」には、特定法人が約特定金額2の社会保険料等を滞納している事実が明確に記されている。

これにより、特定法人に「滞納社会保険料がある」という情報

は既に公にされているのであって、このことを踏まえれば、いまさら「滞納社会保険料がある」という情報を改めて公にしたところで、特定法人の、法的保護に値する、経済的信用等に係る利益を害する客観的な蓋然性が存在するとは全く評価できない。

d 以上のとおり、本件対象文書を開示することが、特定法人の権利・利益を害することには全くなならない。

(エ) 小括

よって、本件対象文書は、法5条2号イに該当しない。

イ 法5条2号ただし書に該当すること（予備的主張）

(ア) 予備的主張

仮に、本件対象文書が、法5条2号イに該当すると判断された場合でも、本件対象文書は、同号ただし書（「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」）に該当するため、開示されるべきである。

(イ) 法5条2号ただし書の判断基準

a 法5条2号ただし書の判断基準については、同様の法文である情報公開法5条2号ただし書該当性の判断基準に関する裁判例の議論が同様に妥当するものと解される。

b 情報公開法5条2号ただし書該当性の判断基準について、裁判例は、同号ただし書にいう「公にすることが必要であると認められる」とは、当該情報を公にしないことにより保護される当該法人等の権利利益と、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産（これらの権利利益の保護の必要性）とを比較衡量し、後者が前者を上回る場合をいい、この比較衡量は、当該情報を公にしないことにより保護される当該法人等の権利利益の内容及び性質、これが害された場合のその態様及び程度、並びに、当該情報を公にすることにより保護される生命、健康、生活又は財産等の権利利益の内容及び性質、これが害された場合のその態様及び程度を総合的に勘案した上で、社会通念に従って判断すべきであると判示している（大阪地判平成19年6月29日）。

(ウ) 本件対象文書を公にしないことにより保護される利益よりも、同文書を公にすることにより保護される権利・利益が上回ること

a 以上を本件についてみるに、前記のとおり、特定法人は、代表者の自殺により、既に営業を廃止し、倒産状態にある法人であり、今更「滞納社会保険料がある」という情報が公にされたところで、特定法人の利益が害されるということは考えられない。

b 一方、審査請求人が本件対象文書の開示を処分庁に求めたのは、法人文書開示請求書と同時に提出した文書に明記しているとおり、特定法人の代表取締役・特定個人Aが特定年月日aに自死するに至る経緯の中で、特定年金事務所・厚生年金徴収課の特定職員らが、特定個人Aに対し、特定法人の滞納社会保険料の納付に関して、必要かつ相当な範囲を超えた執拗な督促行為を行い、心理的圧迫を加え、特定個人Aを追い込んだ旨の特定法人の顧問税理士からの情報があり、この点について、特定個人Aの遺族の代理人として調査するためであった。

すなわち、本件対象文書が開示されることで、故特定個人Aの国に対する国家賠償請求権の存在や、故特定個人Aの遺族の国に対する、遺族としての固有の慰謝料請求権（民法711条）の存在が明らかになる可能性がある。

c 前記のとおり、第1次法定相続人である特定個人B、特定個人C、特定個人Dは、相続放棄の熟慮期間との関係で、既に相続放棄を行っているが、現在、第2次法定相続人である、故特定個人Aの両親（特定個人E、特定個人F）が審査請求人に依頼して、引き続き、前記国家賠償請求権の存否について調査を行っているところである。

d よって、本件対象文書を公にすることにより保護される権利・利益は、故特定個人Aの国に対する国家賠償請求権や、故特定個人Aの遺族の国に対する、遺族としての固有の慰謝料請求権であって、これが、既に営業を廃止し、倒産状態にある法人にとっての、「滞納社会保険料がある」という情報をいまさら公にされることにより失う利益を重要性においてはるかに上回ることは明白である。

(エ) 小括

よって、本件対象文書が仮に法5条2号イに該当するとしても、本件対象文書は、同号ただし書に該当するため、開示されるべきである。

ウ 法8条に該当しないこと

前記のとおり、本件対象文書は法5条2号イに該当しないし、仮に該当するとしても同号ただし書により開示されるべき文書であるから、法8条にも該当しないことは明らかである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

平成29年2月22日に、処分庁に対して、本件対象文書の開示請求がなされた。

処分庁は、平成29年3月7日に、特定法人の滞納社会保険料の督促・回収・納付計画書の提出等に関する特定期間の一切の記録については、特定の法人に関する情報についてのものであり、かつ、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを回答するだけで、法5条2号イの当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を開示することになるため、法8条の規定に基づき、当該開示請求に係る法人文書の存在を明らかにせず不開示とするとして、不開示決定（原処分）を行った。

平成29年3月21日に、本件不開示決定（原処分）を取り消すとの裁決を求める審査請求が行われた。

2 見解

(1) 法5条2号イの該当性について

特定の法人事業所における滞納社会保険料の督促・回収・納付計画書の提出等に関する一切の記録を開示した場合、滞納社会保険料の事実があるという情報が公にされることとなり、当該法人が社会保険料を滞納していることが第三者に把握され、当該法人の信用及び地位、利益を不当に害するおそれがある。

このような情報については、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」にあたり、不開示情報に該当することは明らかである。

(2) 法8条の該当性について

特定の法人事業所における滞納社会保険料の督促・回収・納付計画書の提出等に関する一切の記録については、仮に社会保険料の滞納があったとして、その書類を不開示とすることは、社会保険料の滞納があった事実を認めることになり、その書類の存在の有無を回答することが、社会保険料の滞納の有無を明らかにする結果となる。

したがって、本件開示請求は法8条に規定する存否応答拒否を行う事案に該当する。

3 結論

以上のことから、本件については、処分庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年4月18日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月29日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年6月7日 | 審議 |

⑤ 同月15日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することになるとして、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、特定法人を名指しして、日本年金機構による当該特定法人に対する滞納社会保険料の督促等に関する文書の開示を求めるものである。

本件対象文書の存否を答えることは、特定法人が、社会保険料を滞納し、その納付の督促を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

(2) 特定法人が、厚生年金保険料等を滞納し、その納付の督促を受けたという事実の有無を明らかにした場合、特定法人の信用を低下させ、取引先との関係が悪化することや、新たな人材の確保が困難になることが予想されるなど、事業活動に支障を及ぼし、当該特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、上記第2の2(1)イのとおり、特定法人の取締役及び株主であった特定個人Aが死亡し、特定法人の営業活動は廃止された旨主張しているが、仮にそのような事実があったとしても、特定法人の法人格が存続している以上は、なお上記のおそれがあるものと認められる。

したがって、本件存否情報は、法5条2号イに該当する。

(3) 審査請求人は、上記第2の2(2)イのとおり、本件対象文書の開示により、特定個人Aの国家賠償請求権や特定個人Aの遺族の国に対する固有の慰謝料請求権の存在が明らかになる可能性があることから、法5条2号ただし書に該当するため、開示されるべきである旨を予備的に主張している。

しかしながら、法の定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であるから、個別の事情が法5条2号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」か否かは、飽くまで、一般的、客観的観点から判断すべきものである。したがって、本件対象文書の開

示により、慰謝料請求権等の存在の可能性を明らかにすることができるという特定個人Aの遺族らの個人的な利益があったとしても、この点だけをもって同号ただし書該当性を認めることはできない。

- (4) 以上のとおり、本件対象文書の存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、上記第2の2(1)エないしキのとおり、特定法人に関する個別事情を把握していることを理由に、本件対象文書を開示すべき旨の主張をしているものと解される。

しかしながら、法の定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であるところ、開示・不開示の判断に当たっては、特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであって、審査請求人の上記主張に基づいて、本件対象文書の存否を明らかにすべきものとは認められない。

- (2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子